

(写)

豊島区監査委員公告第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成30年度工事監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和元年9月30日

豊島区監査委員	永	田	謙	介	監査委員の印
同	中	川	貞	枝	
同	鈴	木	善	和	
同	星		京	子	

(写)

元豊総総発第593号
令和元年9月10日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高野之夫 (公印)

平成30年度工事監査結果の報告に係る措置状況等について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**平成30年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>(1) さまざまな工夫が見られる巣鴨北中学校 巣鴨北中学校改築工事は、地域や保護者等の協働による学校づくりを実現させるため設立された「巣鴨北中学校の建替え等を考える会」から「巣鴨北中学校建替えに関する提言書」が区に提出された。</p> <p>この提言を踏まえ、区が策定した「豊島区立巣鴨北中学校改築基本構想・基本計画」では、①「学びの場」を第一とした学校②巣鴨北中らしさを活かした学校③地域とつながる学校④地域の防災拠点としての学校の4項目が基本方針として定められた。</p> <p>この4つの基本方針を反映させるべく、建築設計においてはさまざまな工夫がなされている。</p> <p>具体的には、巣鴨北中学校のシンボルであり、校歌にも歌われている「れんが通り」は、歩きやすさ、材質、ユニバーサルデザインの視点にも配慮し、もっとも効果的な場所に整備され巣鴨北中らしさが活かされている。</p> <p>また、学校敷地における校舎等の配置方法は、校舎棟を北側にコンパクトにまとめることで、広い校庭を確保しており、1階の体育館などのスポーツ施設とあわせて地域へ開放されることにより、「地域とつながる学校」が具体化できるように整備が進められている。</p> <p>さらに、災害時に対応するため、防災備蓄倉庫、防災資器材格納庫をはじめ、非常発電設備、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸の設置、プールの水利用などの諸機能を有し、防災拠点となる救援センター機能が強化されている。</p> <p>(2) 完成までに知恵を出し、より良い学校の建設を</p> <p>このように、巣鴨北中学校改築工事は、今後の学校改築のあり方を示すものであるが、以下についてさらなる工夫を要望する。</p> <p>①トイレの設計について ユニバーサルデザインに配慮しただれもが使いやすい施設として「だれでもトイレ」がすべての階に設置されているが、ストレッチャーを使用できるトイレは2階、4階であり、災害</p>	<p>第2 2意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>① トイレの設計について</p>

時等に最も必要とされる1階のトイレはストレッチャーを入れるスペースが取れていない。

今後の施設整備においては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、災害時にも対応できる多目的シートを備えた、十分なスペースのあるトイレを設置されたい。

②メンテナンスを考慮した施工について

屋上防水について詳細図を確認したところ、防水立上り部分に保護コンクリートを打設する施工方法となっている。防水後に配筋してコンクリート打設する作業は、防水層を傷つける危険性もあり、将来漏水した場合に、増し打ちコンクリートを解体撤去しなければ漏水箇所を特定できない。将来のメンテナンスを考慮するのであれば、押出成形セメント版を使用した乾式保護工法を検討されたい。

現在、特筆すべきクレームや労働災害もなく適切に工事が進められているが、一般的に日常の作業はマンネリ化に陥りやすく、安全に対する意識が希薄になりがちである。作業前に一日の作業内容の確認をすることは、何処に危険が潜んでいるかを事前に察知し、事故のない安全な作業環境の実現を図ることにつながる。

なお、近年、建築現場でもダイバーシティが注目されている。作業所の仮設トイレ、女性作業員専用のトイレ、休憩所など、より良い職場環境を整えることが望しい。

引き続き安全管理に配慮しながら、労働災害ゼロを目指して取り組みを推進し適切な工事を継続されたい。

(施設整備課、学校施設課)

② 屋上防水については再検討を行い、押出成形セメント版を使用した乾式保護工法を採用した。

(施設整備課)

作業所のトイレや休憩所等、より良い作業環境に配慮していくとともに、引き続き、労働災害ゼロのめざし、安全管理の取り組みを推進していく。

(施設整備課)

所管部課： 施設整備課、学校施設課

**平成30年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2意見・要望</p> <p>2. 心身障害者福祉センター大規模改修工事</p> <p>(1) 利用者ニーズへの対応 今回の大規模改修では、老朽化した設備等の更新とともに、利用者ニーズに対応した改修が行われている。 最新のバリアフリー対応のエレベータに改修したほか、1階から3階までの新館のトイレの各個室に聴覚障害者向けの光警報装置を設置している。 また、3階の図書・談話コーナーを廃止し、新たに生活実習所の軽作業等で使用する部屋として改修するとともに、ミーティングルームを生活実習所、福祉作業所の相談室等へ用途を変更している。 さらに、新館に設置されている手すりに、視覚障害者への点字による表示とともに、すべての利用者に分かる施設の案内表示が示されており、利用者の目線に立った工夫がされている。</p> <p>(2) 各施設が相互に連携しながら利用者のための運営を 今回の大規模改修では、利用者ニーズへの配慮が取り入れられているところであるが、以下についてさらなる工夫を要望する。</p> <p>①新たなスペースの有効活用について 地下機械室は冷暖房用熱源である大型の冷温水発生機を撤去し、屋上に冷暖房室外機を集約することによって、新たなスペースが生まれ、倉庫として利用されている。しかしながら、改修により生み出された大きな空間が十分に活用されているとはいえない。2階、3階の既存の倉庫を集約するなどの工夫により、利用者のためのスペースとして活用することも検討されたい。</p> <p>②用途転用に伴う関係者との意見交換について 大規模改修は、建築法令上の制約はあるものの、単なる建物の改修にとどまらず、障害の重度化など、将来の区民ニーズを見据えた施設のあり方について見直す千載一遇のチャンスともいえる。 今回の改修にあたっては、利用者の意見を反</p>	<p>第2 2意見・要望</p> <p>2. 心身障害者福祉センター大規模改修工事</p> <p>① 新たなスペースの有効活用について 現在使用している2階倉庫は、各種の紙置き場と地域交流活動で使用する用具置き場としており、利用者にとっても有効に活用。3階倉庫は、非常用備品庫として使用しているが、地下スペースへの物品移動については、搬入・搬出の困難性も含め、今後の検討課題としたい。 (障害福祉課、心身障害者福祉センター)</p> <p>②用途転用に伴う関係者との意見交換について 改修後の利用目的が明確でないとされた、2階の書庫は、現在、入浴業者・入浴送迎業者・福祉バスの運転手の控室として使用している。 今後の施設整備にあたっては、今回の監査結果報告における意見・要望を考慮し、施設を利用される方々の意見・要望を丁寧にお聞きする</p>

映したものの説明があったが、用途転用に伴い廃止したスペースがある一方で、改修後の利用目的が明確でない部分も見受けられた。

今後の施設整備にあたっては、諸基準に適合させるのみならず、設計段階から利用者や関係者との意見交換や実地検証をより丁寧に行い、設計に反映させることによって、区民サービスの向上がより実感できる施設整備に努められたい。

大規模改修により生まれ変わった心身障害者福祉センター、目白福祉作業所及び目白生活実習所の各施設が、利用者にとって使いやすく、安全で居心地の良い施設としてそれぞれの特徴を生かし、相互に連携しながら、障害を持つ人々を支える施設となるよう期待する。

(施設整備課、障害福祉課、心身障害者福祉センター)

機会を設けるなど、区民サービスの向上が実感できる内容となるよう努めていきたい。

また、心身障害者福祉センター・目白生活実習所及び目白福祉作業所の各施設が、相互に連携しながら、それぞれの特徴を最大限発揮し、障害をもつ方々を支える施設として、また地域貢献につながる施設となるよう努めてまいりたい。

(障害福祉課、心身障害者福祉センター)

今後の施設整備にあたっては、施設所管課等との意見交換等をより丁寧に行い、設計に反映させることで区民サービスの向上がより実感できる施設整備に努めていく。

(施設整備課)

所管部課： 施設整備課、障害福祉課、心身障害者福祉センター

**平成30年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2意見・要望</p> <p>3. 工事 35号都市計画道路補助第173号線道路整備工事（その4）</p> <p>（1）災害時に延焼遮断帯を形成する都市計画道路</p> <p>都市計画道路補助第173号線は、池袋駅西口から環状6号線（山手通り）に至る延長約1.2kmの補助線街路である。うち、約680mは既に完成しており、今回の監査対象となる本工事は残り約530m（豊島区施工：約505m、板橋区施工：約25m）を平成29年度に整備したものである。</p> <p>この地域は、災害時の消火活動に必要な幅員6m以上の道路が少ないため、防災上の危険度が高く、早急に対策を講じる必要があり、安全で快適な通行空間を確保することが大きな課題となっていた。</p> <p>この課題を解決すべく、今回、道路整備工事が行われ、災害時には避難路や消防活動の拠点として、また、火災の延焼を防ぐ防災空間として機能する都市計画道路として平成30年3月に完成した。</p> <p>平成29年度は歩車道の舗装工事と道路付属施設の工事が行われ、主に安全性、快適性及び景観性に優れたインターロッキング歩道舗装、点字ブロック、また、遮熱性舗装、滑り止め舗装のほか、自転車ナビマーク、自転車ナビラインなどの工事が行われた。</p> <p>工事前の旧道は狭あい歩道がない道路であったが、歩行者の安全を確保するため、幅員4.5mの自転車歩行者道を整備するとともに、だれもが使いやすい道路とするため、歩道はバリアフリー構造となっている。</p> <p>また、道路拡幅工事により道路幅員が18mとなったことで、延焼遮断帯が形成され、地域の防災性が向上するとともに、安全で快適な歩行空間の確保と都市景観の向上のため、無電柱化の工事が行われた。</p> <p>（2）安全安心の歩行空間の確保を</p> <p>今回の都市計画道路補助第173号線の整備は、区民が安全安心を実感できるまちづくりに大きく貢献している。その経験とノウハウを今後の道路整備に活かすべく、以下について要望する</p>	<p>第2 2意見・要望</p> <p>3. 工事 35号都市計画道路補助第173号線道路整備工事（その4）</p> <p>（2）安全安心の歩行空間の確保を</p> <p>① 補助第173号線については、今回整備した区間から劇場通りまでの区間を二ヶ年かけて整備を進めていく予定である。整備にあたっては、今回整備した区間と同様の設計で整備を行います。歩道の有効幅員を広くするとともに、歩行者と自転車の通行を分</p>

①補助第 173 号延長路線の整備について
今回、豊島区初の区施工都市計画道路として、道路整備を進めてきた補助第 173 号線が開通したことにより、首都直下地震など大規模災害時に延焼遮断帯としての機能を有するとともに、電線類の地中化、歩道のバリアフリー化、信号機の新設により、安全で快適な歩行空間の確保が図られた。

今後、補助第 173 号線については、今回整備した区間から劇場通りまでの残りの区間を改めて整備することが予定されている。災害に強いまちづくりとともに、だれにもやさしい、安全安心の歩行空間の確保、都市景観の向上に努められたい。

②東京都と連携した都市計画道路整備について

区内には、未整備の都市計画道路が延長約 5.8km に及んでいる。特に木密地域不燃化重点プロジェクトでは、災害時の延焼遮断等に効果が見込める都市計画道路を特定整備路線として、5 路線 7 区間延長約 5.4km が指定されている。今回の区施工都市計画道路の経験を活かし、今後の都市計画道路整備について事業施行者である東京都との適切な連携を図られたい。

(道路整備課)

離し、歩行者が歩き易い、安全で快適な歩行空間の確保を目指す。

(道路整備課)

② 東京都が施行する都市計画道路整備については区が密接に関わる要素が多いことから十分に東京都と連携を図りつつ、区民が安全安心を実感できるまちづくりを目指していく。

(土木管理課、道路整備課)

所管部課： 道路整備課

**平成30年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2意見・要望</p> <p>4. 池袋本町三丁目第2児童遊園他便所建替工事</p> <p>(1) 女性や子ども目線で取組むアートトイレ・プロジェクト 女性にやさしいまちづくりの視点から、女性や子どもだけでなく、だれもが利用しやすいトイレを目指し、平成29年度から予算重点事業として公園トイレ改修事業が実施されている。区内133箇所の公園等トイレ及び公衆トイレのうち、老朽化が進んだ狭小な85箇所のトイレを、平成29年度から31年度の3年間で集中的に改修するものである。 今回の監査では、平成29年度に改修された15箇所のトイレのうち、内装にラッピングアートを施した木造の児童遊園トイレの4箇所を、今回工事監査の対象として実査した。 今回の改修工事では、清潔なイメージを維持し幼児から大人までが利用しやすいトイレとするために、和便器を洋便器に変更するとともに幼児用便座を設置するなど、だれもが安心して使えるものとしている。また、手洗い器についても、幼児用台座を設置し、幼児でも手洗い器が使いやすい高さに設定されていた。 さらに、地域から親しまれるトイレをコンセプトに、内壁には地域で活躍する若手アーティストが園児と共同でラッピングアートを施すなどの工夫がみられた。 昨年度の工事監査でトイレ改修経費の軽減について求めているが、これに対して、平成29年度の工事においては、設計の共通化、ユニットトイレの採用や、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造などさまざまな構造形式で施工するなどにより経費の縮減を図るための工夫が行われている。 平成31年度までに、老朽化した残り70箇所の改修が必要とされており、引き続き改修等整備経費全体の圧縮が求められるところである。</p> <p>(2) 身近な使いやすい公共トイレを ①効果的・効率的な整備手法の選択について 今回の改修では、庁内横断的な公民連携プロジェクトとして、従来のトイレ改修には見られなかったラッピングアートなどによる新たな価値を生み出す事業手法も取り入れられている。</p>	<p>第2 2意見・要望</p> <p>4. 池袋本町三丁目第2児童遊園他便所建替工事</p> <p>(1) 女性や子ども目線で取組むアートトイレ・プロジェクト 平成29年より3か年計画で現在実施している、85箇所の公園トイレ等改修事業に併せて、アートトイレ・プロジェクトを進めてきており、29年度と30年度で外壁アートを9箇所、内壁ラッピングを10箇所のトイレに施してきた。 バリアフリー化等も含めリニューアルされたトイレにアートを施すことにより、これまで公園トイレを敬遠しがちであった子供や女性にとっても、愛着の持てる公共空間となった。 引続き、多くの利用者にとって愛着の持てる空間が維持されるよう、日常の点検や清掃業務にも取り組んでいくこととする。 (公園緑地課)</p> <p>(2) 身近な使いやすい公共トイレを 公園トイレ等改修事業では、経費圧縮の観点から、ユニットトイレなど出来合いのトイレ製品を採用したことや、構造自体も鉄筋コンクリート造の強固なものだけでなく、木造や鉄筋造などの構造も取り入れ、経費縮減を図っている。</p>

所管課においては、改修経費について従来と単純に比較することはできないとしても、引き続き改修にあたっては、最適な仕様で効率的な手法を取り入れながら、経費の縮減に努められたい。

②身近なコミュニティの場にふさわしいトイレ改修について

今回のトイレ改修は、これまでの施設の老朽化対策にとどまらず、公園等が持つ身近なコミュニティの場としての機能をまちづくりに活かしていく新たな取り組みでもある。

今後のトイレ改修にあたっては、アートトイレ・プロジェクトの成果を踏まえ、公園等が身近なコミュニティの場としての機能を最大限に活かされるよう、これまで以上に関係部局と横断的な連携を図られたい。

また、気持ちよく利用できる空間を作り出すために、トイレの清掃等については日頃から維持管理に注意を図り、だれもが安心して使用できるよう努められたい。

(公園緑地課)

さらに、トイレ本体の現状の調査を行い、建替えまでを必要としないものについては、本体の構造をそのままに、内装や外壁、和式の便器などの衛生器具を洋式に取り替え・改修するといった整備などを含めながら、効率よく計画してきた。引き続き、経費圧縮に努めながら、事業を進めていくこととする。

また、公共トイレ全体の効率的な運用についても組織横断的に取り組み、現在改修中の中池袋公園では、近接に新設の区民センターにトイレを整備することから、今回の改修に併せて既存のトイレを撤去するなどしている。

(公園緑地課)

所管部課： 公園緑地課

(写)

元豊教庶発第 1056 号
令和元年 9 月 6 日

豊島区監査委員 様

豊島区教育委員会教育長
三田 一則 (公印)

平成 30 年度に実施した監査結果報告における監査委員指摘、指導及び意見・
要望に対する改善等措置及び検討状況の報告方について (回答)

標記の件につきまして、意見の付された事項への措置を講じましたので、地
方自治法第 199 条 12 項に基づき、別紙のとおり通知します。

**平成30年度工事監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告における意見・要望	左の意見・要望に対する措置状況等
<p>第2 2意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>(1) さまざまな工夫が見られる巣鴨北中学校 巣鴨北中学校改築工事は、地域や保護者等の協働による学校づくりを実現させるため設立された「巣鴨北中学校の建替え等を考える会」から「巣鴨北中学校建替えに関する提言書」が区に提出された。</p> <p>この提言を踏まえ、区が策定した「豊島区立巣鴨北中学校改築基本構想・基本計画」では、①「学びの場」を第一とした学校②巣鴨北中らしさを活かした学校③地域とつながる学校④地域の防災拠点としての学校の4項目が基本方針として定められた。</p> <p>この4つの基本方針を反映させるべく、建築設計においてはさまざまな工夫がなされている。</p> <p>具体的には、巣鴨北中学校のシンボルであり、校歌にも歌われている「れんが通り」は、歩きやすさ、材質、ユニバーサルデザインの視点にも配慮し、もっとも効果的な場所に整備され巣鴨北中らしさが活かされている。</p> <p>また、学校敷地における校舎等の配置方法は、校舎棟を北側にコンパクトにまとめることで、広い校庭を確保しており、1階の体育館などのスポーツ施設とあわせて地域へ開放されることにより、「地域とつながる学校」が具体化できるように整備が進められている。</p> <p>さらに、災害時に対応するため、防災備蓄倉庫、防災資器材格納庫をはじめ、非常発電設備、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸の設置、プールの水利用などの諸機能を有し、防災拠点となる救援センター機能が強化されている。</p> <p>(2) 完成までに知恵を出し、より良い学校の建設を</p> <p>このように、巣鴨北中学校改築工事は、今後の学校改築のあり方を示すものであるが、以下についてさらなる工夫を要望する。</p> <p>①トイレの設計について ユニバーサルデザインに配慮しただれもが使いやすい施設として「だれでもトイレ」がすべての階に設置されているが、ストレッチャーを使用できるトイレは2階、4階であり、災害</p>	<p>第2 2意見・要望 I 巣鴨北中学校改築工事</p> <p>(2)</p> <p>①トイレの設計について 現在実施設計を行なっている池袋第一小学校では、ストレッチャーの入る多目的トイレを1階に配置する計画である。 今後も引き続き、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(学校施設課)</p>

時等に最も必要とされる1階のトイレはストレッチャーを入れるスペースが取れていない。

今後の施設整備においては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、災害時にも対応できる多目的シートを備えた、十分なスペースのあるトイレを設置されたい。

②メンテナンスを考慮した施工について

屋上防水について詳細図を確認したところ、防水立上り部分に保護コンクリートを打設する施工方法となっている。防水後に配筋してコンクリート打設する作業は、防水層を傷つける危険性もあり、将来漏水した場合に、増し打ちコンクリートを解体撤去しなければ漏水箇所を特定できない。将来のメンテナンスを考慮するのであれば、押出成形セメント版を使用した乾式保護工法を検討されたい。

現在、特筆すべきクレームや労働災害もなく適切に工事が進められているが、一般的に日常の作業はマンネリ化に陥りやすく、安全に対する意識が希薄になりがちである。作業前に一日の作業内容の確認をすることは、何処に危険が潜んでいるかを事前に察知し、事故のない安全な作業環境の実現を図ることにつながる。

なお、近年、建築現場でもダイバーシティが注目されている。作業所の仮設トイレ、女性作業員専用のトイレ、休憩所など、より良い職場環境を整えることが望しい。

引き続き安全管理に配慮しながら、労働災害ゼロを目指して取り組みを推進し適切な工事を継続されたい。

(施設整備課、学校施設課)

所管部課： 施設整備課、学校施設課